

## 聖徳太子1400年悠久の近江魅力再発見事業イベントサポーター募集要項

### 1 趣旨

聖徳太子が薨去され1400年を迎える令和4年(2022年)に向けて、聖徳太子ゆかりの社寺、地方自治体、観光協会等が連携して様々なイベントによる魅力情報を発信し、地域の歴史文化資源の活用する取組を推進することで、持続可能な観光振興と地域の活性化を図ることを目的に聖徳太子1400年悠久の近江魅力再発見事業(以下「事業」という。)を実施します。

つきましては、事業の円滑な開催及び運営に資するため、この事業をサポートしていただける事業者等をイベントサポーター(以下「サポーター」という。)として募集します。

### 2 活動内容

聖徳太子1400年悠久の近江魅力再発見委員会(以下「委員会」という。)が実施する事業に対して、次のような協力をいただきます。

- (1) 事業の周知、啓発、誘客に関すること。
- (2) 聖徳太子に関連する商品、体験、ガイド、宿泊などの商品開発、販売に関すること。
- (3) その他、事業に関連する取組に関すること。

### 3 活動期間

令和2年10月26日(月)から事業終了までとします。

### 4 募集方法等

- (1) サポーターを希望される事業者等は、応募申請書(様式第1号)に必要事項を記入の上、委員会に申し込んでください。
- (2) 幹事会が、サポーターに認定したときは、サポーター認定書(様式第2号)を応募者に交付します。
- (3) 応募申請者(以下「申請者」という。)が、次の項目のいずれかに該当すると認められる場合は、申請書を受理しないものとし、申請者に対してその旨を通知するものとします。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員
  - ② 事業について、その品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者
  - ③ その他法令又は公序良俗に反する者など、委員会が不適切と判断する者
- (4) 委員会は、申請者が応募申請書の受理後に前項のいずれかに該当するに至った場合、又は、いずれかに該当することが判明した場合は、認定を取り消すものとし、申請者に対しその旨を通知するものとします。

## 5 サポーター特典

販売する商品等に委員会が作成したロゴマーク及びマスコットキャラクターを使用することができることとします。

## 6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとします。

## 7 事務局

聖徳太子1400年悠久の近江魅力再発見委員会事務局

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号 東近江市商工観光部観光物産課内

電話 0748-24-5662 電子メール [kanko@city.higashiomi.lg.jp](mailto:kanko@city.higashiomi.lg.jp)

様式第1号

年 月 日

## サポーター応募申請書

聖徳太子1400年悠久の近江魅力再発見委員会 行

〔申込者〕

名称

代表者名

所在地

電話番号

聖徳太子1400年悠久の近江魅力再発見事業のサポーターについて、下記の内容で申請します。

記

□ サポート内容

取組内容	
------	--

〔担当者〕

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

様式第2号

年 月 日

## サポーター認定書

様

聖徳太子1400年悠久の近江魅力再発見委員会

聖徳太子1400年悠久の近江魅力再発見事業のサポーターに認定しましたので、通知します。

記

□ サポート内容

取組内容	
------	--